

§7 刃物と野営工作 (1)

●セッションの目標 (参加者はこのセッション終了時に次のことが達成できる。)

1. 班キャンプ及び隊キャンプに必要な装備 (= 工具：ナイフ・ナタなどの刃物や、ナイフ・のこぎり等) の正しい取り扱い方、安全な使い方、そして所持携帯に当たっての注意と法律等、構造と各部名称を知る。(3-2-③、-⑤、8-4-①) 《⇒ §14》
- 2.1. の正しい使用法を知り、それを実際に使用し、その使用方法を説明できる。(3-2-⑤) 《⇒ §5、§13》
3. キャンプに必要な野営工作物 (かまど、調理台、食卓) について知り、基本的な設計図を描いて、木、竹などの材料を用い、かまど、調理台、食卓をそれぞれ作製する。【野営章 (6)】 (5-①) 《⇒ §13》

●指導上のねらい・ポイント

1. ここではまず、刃物という便利な道具が、使用方法を誤れば大変危険な凶器になり得ることを知る。つまり、使用する者の「責任」について、スカウトにどうそれを理解させるかを考えさせる。(「ボーイスカウトハンドブック P.188」)
2. 事故の防止のために、危険に対する能力や、刃物・工具等の安全使用レベルを高めることを第一に考える。
3. これは、安全な使用方法で実際に使うというところにその主旨がある。単に知ることではなく、実際に各自がそれを触って実際に作業をして確認した上で、つまり基本的な使い方をマスターすることを、参加者に理解した上で説明をさせる。もちろん指導者自身も生半可な知識と技能で使用することは絶対にしない。そこに意味がある。
4. どうして野営工作物を作るのか……。それが、将来の人生の多くの場面で活かされてくる。
さて、班の作業である。何をどう作るか。その際にその設計図を描くことで、必要な材料の確保、その加工、出来上がりのイメージを協議・共有できる、だから役割分担ができる。
5. §7 野営工作 1 で「立ちかまど」、§13 野営工作 2 で、もう一つのかまどを作る。

●セッション展開にあたっての留意点

1. キャンプをより快適に過ごすため (快適⇒疲労が少く精神的に安定⇒安全の確保、活動時間の拡大) に、必要な工作物をあげさせる。作成するにあたって、その作成優先順位を考えさせる。(寝る・食う・拙す)

●準備品 ・名称〈規格〉(数量)

- ・工作用竹材 (1 班当たり、真竹 Φ 4～6cm 2m × 20～30 本、1m × 20 本、孟宗竹 Φ 10～15cm 1m × 10～13 本) ・コンパネ (1 枚 / 班) ・麻ひも (1 巻 / 2 班) ・工具 (班の数)
- 【H.O.】資料「ナイフと刃物」

●他のスタッフへの依頼事項

【他の講師に】

- ・各班に付いて指導のサポートをお願いします。

【業務・奉仕スタッフに】

- ・資材を不足のないように準備をお願いします。

●セッション構成と展開 (時間配分)

- 講義 (25 分) → 実習 (60 分) → まとめ (5 分)

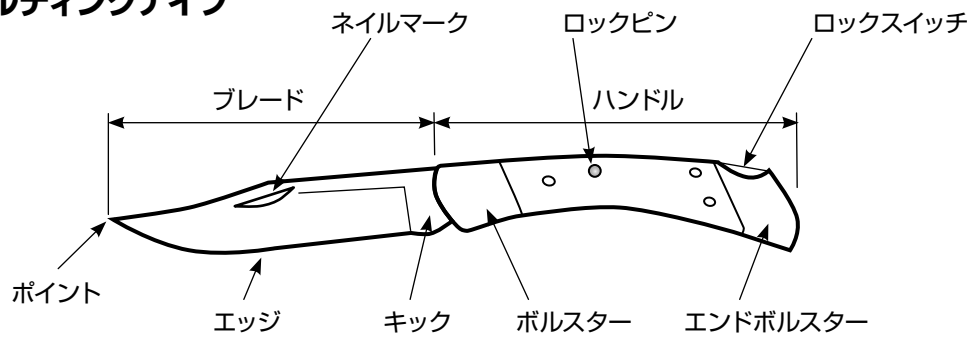
《導入》(5 分)

1. 「 」

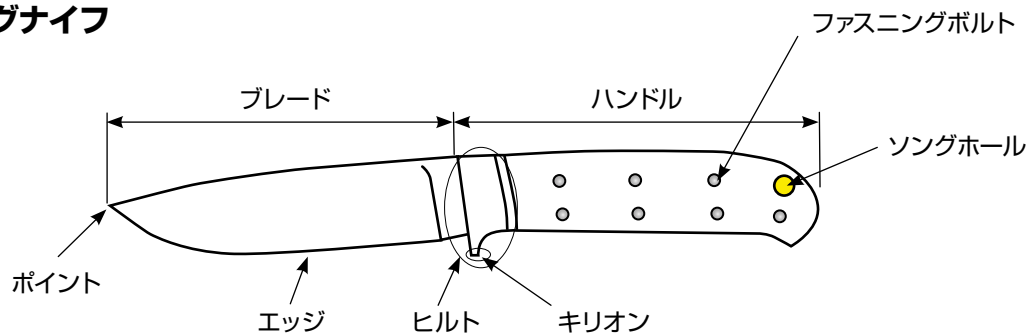
《展開》(40 分)

1. 班キャンプ及び隊キャンプに必要な装備 (= 工具：ナイフ・ナタなどの刃物や、ナイフ・のこぎり等) の正しい取り扱い方と構造と各部名称を知る。
 - ①各部の名称については、次のページ掲載した。
 - ②スカウトのキャンプを含む活動シーンで刃物を使うことは、それを指導する指導者とその刃物の取り扱いに十分に精通していることが大切である。ここでは、その基本中の基本を学ぶことになるので、気を引き締めて受講していただきたい。あくまで基本である。
 - ③ここではまず、対危険能力や、刃物・工具等の安全使用レベルを高めることを第一に考える。つまり基本的な

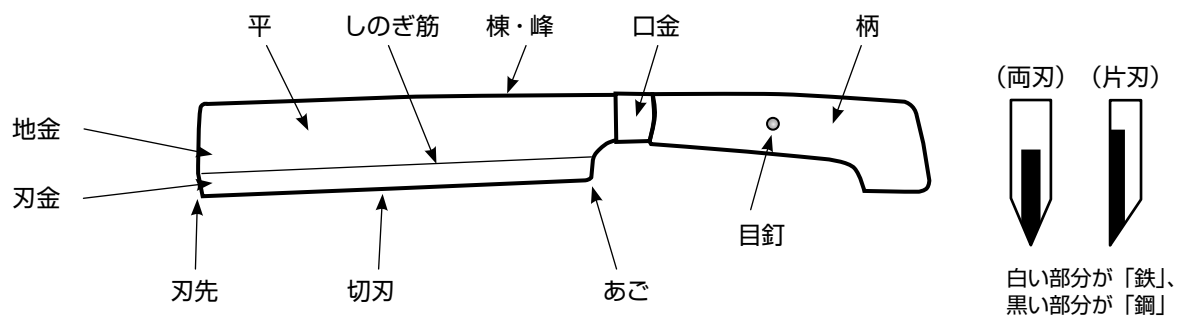
●フォールディングナイフ



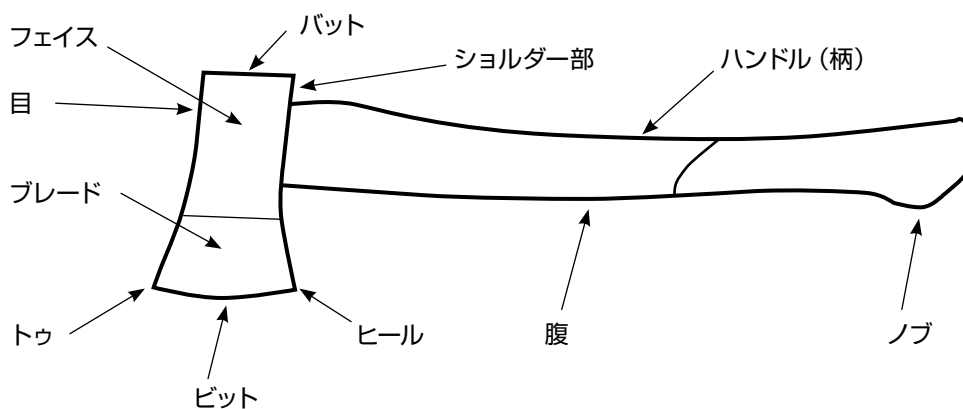
●シースグナイフ



●鉈 (ナタ)



●斧 (オノ・アックス)



取り扱い方をマスターする。(使用方法は 2. で)

○刃物の種類、形状によって、使用する方法は異なる。また例えば同じナイフでも国によって使い方は異なる(日本の使い方は世界ではマイナーな方である)。

つまり、スカウトに指導する場合、全スカウトに一律に指導することを考えると、隊として同じナイフを揃えることが必要となる。そのため、要求機能と使用状況、その後の発展性を十分に検討して、調達する機種を決めること。

○刃物を持つ手は、革製の滑りにくい手袋か、油等で汚れていない素手とする。

基本的に軍手は不可。もう他方の作業手には必ず手袋をする。今は革製の手袋も相当安価で購入できるため、軍手ではなく自分の手のサイズに合った革手袋を買うように勧める。

○また、刃物を使った作業にあたっては、他のスカウトに対する安全を考慮して、安全空間(安全エリア)の確保を必ず行う。

ナイフの場合は、両腕を広げた空間内。その空間がダブらないように。たまたに 30cm と書いてある資料もあるがそれだけではダメ。ナタや斧の場合は、片腕+刃物の柄の長さの 2 倍の空間内(ナタやオノの刃の先を持って腕を伸ばし、そのまま円を描くようにぐるっと回ってみる。

直径は最低 6ft=2m 以上(以上というのは、割ったり来たりした木が撥ねたり飛んだりする範囲も考慮してということ)で、誰からも見えるところを作業エリア(作業場)とし、先述の空間の外側にロープ張り境界を明確にして、また、出入口を明確にして、他の者が入ってこないよう、また必ず決められたところから入って来るようにする。

それが確実に見えるように、作業者は置くから入口を向いて作業を行うようにする。

人がいないことはもちろんのこと、その作業エリア内には、上の方につるや枝なども無いようにする。中に入って作業するのは、当たり前だが 1 人である)。

○置き方は、フォールディングナイフは、使用の都度開き、使用を終えたらその都度折りたたむ。作業の途中だからといって、刃を出したままにしてはいけない。

シースナイフも同様にその都度必ずシース(鞘)にしまう。

ナタや斧の場合は、鞘やケースに入れて工具箱にしまうか、作業する場所、それも誰が見える位置に安全に配慮して置くこと。作業台として使用している丸太に突き立てておくことが一番安全。

また、斧の柄の先が黄色や赤の色に塗られているのは、斧がどこにあるのかすぐに見つけやすくするためだ。

○ナタについて

ナタには、両刃と片刃がある。通常売られているのは、片刃の右利き用だ。片刃は主に枝を払うのに使い、両刃は主に薪を割るのに使う。この違いを良く理解させる。

薪がなかなか割れないからといってナタの峰を金槌で叩いて刃を食い込ませるのはダメ。峰はただの軟鉄なのでつぶれて広がって、ケースに入らなくなってしまう。

※特に近年ナタによる自損事故が多数発生しており、隊での十分な指導が求められているところ。ここでは、それについても言及されたい。

2. 1. の正しい使用方法を知り、それを実際に使用し、その使用方法を説明できる。

①この意味は、安全な使用方法を知るといふ所にその主旨がある。

昔の農家であれば、父親はナタやカマなどの使い方に長けていた。アメリカの開拓時代も同様。特に軍隊を持っている国では兵士の経験がある父親であれば、その使い方に長けていて、子どもに教えることができる。

しかし、今の日本においては、ナイフは便利な道具ではなくコレクションか凶器であり、それを持つことの意味合いや正しい使い方を知っている父親はほとんどいない。つまりナイフを持っている人のほとんどがナイフを持つ意味を考えるとなく、かつ自己流で使っている。

ボーイスカウトとして「ナイフ」等の刃物を持たせ・使わせているのであれば、スカウトの組織として、上記をきちんと伝えなくてはならない。それがこのセッションの意味である。

つまり、指導者自身がナイフを持つ意味や刃物の正しい使い方を身につけていることが必要で、それがあって初めてスカウトに伝えられる・・・と考えている。

②単に知ることではなく、各自が実際にそれを触って実際に作業をして確認した上で、「参加者に説明をさせる」ところがポイントである。

③使用方法については、次の資料を参照のこと。

ナイフ・・・	スカウト・ハンドブック P.189 (基本はこれでいいと思うが、専門書とは結構違ったりする。これをボーイスカウトのスタンダードとすべきかは、迷うところだ。) →TTの「野営法研究チーム」でスタンダードな使用を答申してもらいたい。
ナタ・・・	大阪連盟発行「新・野外活動の安全 Q&A」p.146

ノコギリ・・・ 同 P.158

オノ・・・ スカウト・ハンドブック P.191

※参考図書

- ・父が子に教えるフィールド技術「ナイフと斧の使い方」(ローリー・イネスター著、クロスロード刊)
- ・アウトドアライフ 200 の常識 (赤津孝夫 著、ソニーマガジンス刊) 他

④ここが重要

スカウトが使用することについては、必ず「刃物指導責任者」の資格 (Step1 修了者) を持つ指導者から、その取り扱い方法、管理方法、そして取り扱う者の心得を説明し、使うスカウトもそれに従って使う旨を宣誓した上で、許可書を発行し、それから使用させること。(許可書のサンプルは巻末に掲載)

刃物を携帯・携行する場合は、必ずその許可書を携帯する。

※これを徹底させること。

3. キャンプに必要な野営工作物 (かまど、調理台、食卓) について知り、基本的な設計図を描いて、木、竹などの材料を用い、かまど、調理台、食卓をそれぞれを作製する。

①どうして野営工作物を作るのか・・・。

○創意工夫、習得した手技の活用、そして快適な生活の実現。この「快適」がキーワード。

→不便を快適にする魔法のテクニック、それがロープワーク。(→ここにロープワークの意味を見てとれる。)

- ・それは、安心・安全であること、使いやすいことである。(→ここに至らしめることがスカウトキャンプの意義の1つである)
- ・それは炊事の効率化と確実性に繋がり、時間の短縮、心の安らぎとなり、余裕のあるキャンプが楽しさとなり、意欲となりスカウトを成長をさせる。
- ・また一方では、モノの構造と構成を実際に知る機会となり、何回も繰り返すうちに他のモノについても意識することなしに構造と構成を理解できるようになる。

→それが、将来多くの場面で活かされてくる。

→単にキャンプを楽しむだけであれば、製品として販売されているテーブル、調理台、2バーナーを使えばいい。スカウトキャンプは何故このような (一昔前の) 方法を採用しているのか、ここに野営基準を持ってきているのかを考えさせてもらいたい。

○さて、班の作業である。何をどう作るか。設計図を作ることで、必要な材料の確保、その加工、出来上がりのイメージを協議・共有でき、役割分担ができる。→創意工夫よりも基本的を優先して作る。

(ア) 設計図を書くことによって、班員に工作物の内容と業務分担を周知させる。

→6人であれば、2人の3チームで、立ちかまどと食卓、調理台を作る。

→4人であれば、2人の2チームで、立ちかまどと食卓を作る。

分担例：材料切り (指示+計測1人、切断1人)、組み立て (縛り2人)

(イ) 工作物を作ったことがある人も、得意なものを作るのではなく、指示分担されたものを作る。ここでは分担作業の効果を感じ取ること。

(ウ) 結びについては、野営工作の「基本」となるものなので、しっかり教える。(巻き数、巻き方向、始めと終わりの処置) (→これは §6 で)

(エ) かまど2種は「立ちかまど」と「堀かまど (→翌日の §13 でいい)」とする。

(オ) 食卓と調理台は、時間的に両方は無理なので、食卓を優先させる。ただし、「脚」は地面への打ちつけ・埋め込みは原則として不可とする。

(カ) 竹材は、若干不足になるように準備し、創意工夫による必要機能の確保を行わせる。

②時間内にできるところまで・・・と言いたいが、各隊で行うキャンプでも同じことだが、優先順位を付けて、所定の時間内に作り上げることの大切さ (実際に使用するものなのだから、所定の時間までに完成していなければならないということを考えていただきたい。そのためには、日頃からの繰り返し訓練が必要なのだ) を考えること。個々ではまだ慣れていないと言うことで、

○安全が確保され、かつ使用に耐えるものであれば、部分的には不完全でもいい。

○完成形は、その後の作業時間を利用して。

○そのために、ロープ結びを知った! 設計図を書いてみんなで確認した! 役割分担をした!・・・わけです。

○優先順位としては、

1 位 立ちかまど・・・他に代わる存在無し。もしストーブが使えるのであれば順位は下がる。

→ §7 野営工作 1 では「立ちかまど」、§13 野営工作 2 で、もう一つのカマドを作る。

→ ガスストーブ等が使用できる場合は「食卓」と順位が入れ替わる。

2 位 食卓 食事を地面の上で食べるワケにはいかないでしょう（シートを敷いてという方法もあるが、それは一過性のもの）。これができあがれば、当面は調理台にもガス台にも、ミーティングテーブルにもなる。

3 位 調理台 やはり、専用の調理台も作りましょう。食器や炊具が乾燥できるような棚つきのものを。

以下、順に 水置き場、ゴミ捨て場、薪置き場、工具置き場、ゲート、物干し場

（この順位は、野営生活の流れ（順序）を考慮することで、自ずと順序が見えてくる。これ以外は、必要に迫られた時に作ればよいだろう。）

③では、各班ごとに、設計図を書き、分担を決めて作業に取りかかってください。

○資材のある場所を指示

○工作作業は各班サイトに「作業場」を設けて。

○ホイッスルが鳴ったら、作業を直ちに止めて集合。

○食卓が完成しなかった場合、天板は当面コンパネを使用しても可。ただし、「野営工作 2」では、作り上げること。

《まとめ》(5 分)

1. 刃物は、スカウトとして特に意識して使いたい。取り扱い、保管・携帯、メンテナンス、使用方法を確実に身につけ、使用者としての責任の自覚と履行を確約させた上で使用可とする。
2. 野営工作の目的は、キャンプを豊かに快適にすること。そのために創意と工夫、そして今までの活動で修得した知識と技能を駆使して作ること。だから、1 泊の訓練キャンプを繰り返した後に、長期キャンプを行うのである。
3. キャンプは目的でない。キャンプは方法である。スカウトを育てるための方法である。
指導者としては、「なぜ、それを行うのか」「何のために、それを行うのか」を明確にしてしていなければ、スカウティングが求めているキャンプを実現することができないということを、理解してもらいたい。

銃砲刀剣類等所持取締法（抜粋）

（平成 20 年 11 月 30 日改正、平成 21 年 1 月 5 日施行）

第 2 条

1. この法律において「刀剣類」とは、刃渡り 15 センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り 5.5 センチメートル以上の剣、あいくち並びに及び 45 度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り 5.5 センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で 1 センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して 60 度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

第 22 条

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、総理府令で定めるところにより計った刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、総理府令で定めるところにより計った刃体の長さが 8 センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りではない。



第 9 条

法第 22 条ただし書きの政令で定める種類又は形状の刃物は、次の各号に掲げるものとする。

1. 刃体の先端部が著しく鋭く、かつ、刃が鋭利なはさみ以外のはさみ。
2. 折りたたみ式のナイフであって、刃体の幅が 1.5 センチメートルを、刃体の厚みが 0.25 センチメートルをそれぞれ超えず、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しないもの。
3. 法第 22 条の総理府令で定めるところにより計った刃体の長さが 8 センチメートル以下のくだものナイフであって、刃体の厚みが 0.15 センチメートルをこえず、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているもの。
4. 法第 22 条の総理府令で定めるところにより計った刃体の長さが 7 センチメートル以下の切出しであって、刃体の幅が 2 センチメートルを、刃体の厚みが 0.2 センチメートルをそれぞれこえないもの。

軽犯罪法（抜粋）

（昭和 48 年 10 月 1 日改正）

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

- 二 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者
- 三 正当な理由がなくて合かぎ、のみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者
- 四 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの
- 五 公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者
- 七 みだりに船又はいかだを水路に放置し、その他水路の交通を妨げるような行為をした者
- 八 風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生その他の変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたのにもかかわらずこれに応じなかつた者
- 九 相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の附近で火気を用いた者
- 十一 相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼすおそれのある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者
- 十四 公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者
- 二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方であり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者
- 二十二 こじきをし、又はこじきをさせた者
- 二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者
- 二十六 街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんづばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者
- 三十一 他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者
- 三十二 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者

ナイフの携帯について

- ① ナイフやカッター、剃刀、多徳ナイフはもちろん、缶きり、千枚通し、ナタ、カマ、鍬・鋤、斧、バット等、使い方次第で凶器になり得る物はたとえ小さな物でも理由なく携帯しない。必要な場合は、指導者等からの集会の指示・連絡によって通知した上で、鞘やケースに納めるか、刃を厚手の布でくるんできっちりと保護するなどの対応をして、露出しないようバッグ等に入れて携帯する。
- ② たとえば、ごく小さなミニチュアナイフでも、それが人を傷つける事が可能な形状で有れば、ネックレス・キーホルダー・携帯ストラップや、ザックのジッパーに取り付けたりして持ち歩かない。

- ③ たとえ正当な理由があっても、充分な梱包をせずに、ナイフをケースに入れず、ポケットに入れたりバッグに入れて持ち歩かない。また、車のダッシュボードやドアポケットに無造作に積んではならない。
- ④ キャンプサイト内では、シースナイフやフォールディングナイフをベルトにつけたケースに入れて活動してもよい。また、フォールディングナイフであれば、刃を収納したならば、作業の間一時的にポケットに入れることはかまわない（ただし、ケースにしまう習慣をつけること）。シースナイフのシースをベルトにつける場合は、腰の横（側部）とし、決して腰から前にはつけてはならない。使用しない時は、ベルトやポケットから外し、バッグ等に収納する。



の法律による規制です。

①銃刀法（銃砲刀剣類所持等取締法）第22条

「何人も業務その他正当な理由による場合を除いては刃物の長さが6cmを超える刃物を携帯してはならない。」

違反は1年以下の懲役または3万円以下の罰金に処せられます。

②軽犯罪法 第1条第2号

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他、人の生命を害し、または人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具（凶器）を隠して携帯していた者」

……は拘留または料科に処せられます

*刃物の寸法は示されていませんので、たとえ小さなものでも軽犯罪法上その対象となります。

この法律の用語の解説をしますと

「**刃物**」とは人を殺傷する能力のある片刃または両刃の硬質性の用具を言います。日常生活でその用途が認められているものであっても刃長サイズにかかわらず、理由のない持ち運びは全てが規制対象になり得ます。

「**凶器**」とは、本来人を殺傷するために作られた凶器のほか、使用方法によっては人を殺傷することができる器具（例えば、はさみやツールナイフ等）も含まれます。（小さいからといってツールナイフ・アーミーナイフや10徳ナイフなどを、アクセサリ感覚で持ち歩くことも、場合によっては取締りの対象になり得ます。

つまり、これらの規制は「人に危害を及ぼせない」ためにあるものです。意図するしないに関わらず、危害の可能性をできるだけ排除することがその根本にあるのです。ですから、私たちボーイスカウトは、『ナイフを必要とするスカウト活動で使用する』という正当な理由で携帯・携行することはできますが、その場合でも、実際に活動の現場で使用する以外は、きちんとしたケースに入れた上でバッグの奥にしまう等の対応をしなければなりません。

●持ち運ぶ「正当な理由」とは

この2つの法律でいう持ち運びの「正当な理由」とは、「通常人の常識で理解できる正しい理由」という意味です。

①正当な理由とされる場合の例

- ・ナイフ等刃物を使用する活動のために、自宅とその活動の間を持ち歩くこと。
- ・買ったナイフを自宅に持ち帰ったり、修理のためにメーカーや販売店に持っていくこと
- ・釣りやキャンプで使うための往路、復路など
- ・ナイフメーカーがナイフを売るためにディーラーにナイフを運ぶ
- ・板前さんが家と店の往復で自分の包丁を持つ
- ・お料理教室で使う
- ・ホームパーティーで使う
- ・山菜採りで使用する

ただし、このような正当な理由である場合でも、その理由を具体的に説明・証明できることが大切です。理由を具体的に示せないばかりに、軽犯罪法違反として警察に逮捕されるということも現に起こっています。ここにその対応をいくつか挙げてみます。

- ・釣り、キャンプ、山菜取りなどに持っていく場合
 - ➡同行者の証言や他の荷物で証明できるはず。
- ・買った刃物を持ち帰る
 - ➡箱やパッケージなどに入っているだろうから、何時ごろこの店でいくらで買ったといった状況を明確に言えれば問

題ないと思うが、領収書やレシートがあると更によろしい。

- ・研ぎ屋に持って行くとき、持って帰るとき
 - ➡なるべく事前に電話連絡して、万が一職質を受けたときは電話で証言してもらうようにしておく。

・お料理教室やホームパーティー

- ➡やはり、適時電話連絡して他の人に証言してもらえるようにしておく。

・ボーイスカウトの活動

- ➡実施計画書や活動案内（ナイフ等刃物の使用が明記されたもの）を所持する。

②正当な理由とされない例

- ・護身のため、と言って持ち歩く
- ・ミニチュアナイフをファッション感覚で身につけて歩く
- ・ナイフショーに客である自分がコレクションナイフを持っています
- ・ナイフ愛好家たちがナイフを持ち寄りナイフを見せ合うために集まる
- ・車や家の鍵と一緒にキーホルダーにつけて持ち歩く

などが挙げられます。

軽犯罪法では人の身体や生命に害を与える刃物などの武器を「正当な理由無く」と「隠して」持ち運ぶことを禁止しています。

「**隠して携帯する**」とは、自宅又は居室以外の場所で、手に持ったり、身体に帯びるなど直ちに使用できる状態で、人目につかないよう隠して身辺に置くことをいいます。（刃物等を人目に触れにくくして持ち歩いたり、車内に隠し持ったりすると、隠して携帯していることになる場合があります。）

「**隠して**」という要件があるので、ネックレスやキーホルダーにぶら下げていれば違法ではないようですが、たとえそれが銃刀法に違反しないナイフだとしてもそれを正当な理由無く携帯していれば「隠し持っている」こととなります。

繰り返しますが、これらの規制は「人に危害が及ぼせない」ためのもので、意図するしないに関わらず、危害の可能性をできるだけ排除することがその根本にあります。

つまり、ナイフ等の刃物を携帯する者には、他の人への危害の可能性を最大限無くするため義務があることを心に留めなければならないのです。ですから、いくらボーイスカウトの制服を着ているからといって、シースナイフやフォールディングナイフをベルトにつけたケースに入れて繁華街を歩いたり、ケースに入れずむきだしのままポケットに入れたりするのは、当たり前ですが、軽犯罪法に抵触します。同様に、自動車の中に無造作に置いたり、ダッシュボードのようにすぐに取り出せるところに置くこともダメです。これは本人にその意志がなくても犯罪に荷担する、犯罪を助長していることとなります。刃物を持つということは、それほどまでに重大なことなのです。ボーイスカウトの制服は、水戸黄門の印籠ではないのです。逆に敢えてここまですることがボーイスカウトとしての名誉を保つために求められているのです。

●「所持」と「携帯」の違いについて

「**所持**」とは「そのものを自己の支配し得るべき状態に置くことを言う。」とされています。「所持」の態様としては「保管」「携帯」「運搬」などがあります。単に自分のモノとして「所有」するだけでなく、他人のナイフだとしても、それを預かったり、修理のために委託されたナイフを保管する場合も該当します。またナイフを購入し、あとで所持していることを忘れてしまった場合でも所持となります。

「携帯」とは屋内、屋外を問わず、所持者自身が手に持つか、または身体に帯びるか、これに近い状態で現に携えていると認められるような場合をいいます。「携行」は携帯して移動することですが、ほとんど同義で使用しています。

ただし、日常生活を営む自宅や居室内での携帯は、この法律でいう「携帯」にはあたりません。移動可能な自動車の中にナイフがあれば、それは携帯となります。

●「刃渡り」と「刃体の長さ」とは

「刃渡り」とは刀剣類の刃長および穂長の総称で「刃長とは、刀、剣、なぎなた、あいくちおよび飛び出しナイフについての概念で、それぞれ棟区（むねまち：刀身の峰部のくぼみにかかる箇所）から切っ先までを直線に測った長さをいい、穂長とは槍についての概念で、そのけら首（塩首）から穂先までを直線に測った長さをいう」とされます。

「刃体の長さ」は刃物に使われ、その測り方が総理府令で定められています。「刃物の切っ先（刃体の先端）と柄部における切っ先にもっとも近い点とを結ぶ直線の長さを測ることとする」とされています。普通のナイフなどは刃の先端からヒルトまでを測れば良いのです。刃の形が湾曲していても直線で計ります。

「スケルトンナイフ」や「共柄切出し」の測り方は習慣的に測っている刃長と異なりますので注意が必要です。「刃体と柄部の区別が明らかでない切り出し、日本かみそり、握りはさみなどの刃物は、刃物の両端を結ぶ直線の長さを測り、その長さから8cmを差し引く」とあります。実際に刃のついている部分が5.9cmだったとしても全長17cmの刃物は8cmをひいた9cmが法律上の刃体の長さとなります。刃長6cm以下の刃物をもっていただけですが、実際は違いますので、注意が必要です。

●「刃体」の長さの計り方

銃刀法では、ナイフ等の刃物は「刃体」の長さで規定しています。実際に刃が付いている部分の長さではありません。また、刃渡りとは右図の「B」を指しますが、刃物に関しては「刃渡り」は使いません。

【計測の方法】

右の「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則」第102条(下枠内)によって、その測定方法が決まっています。

第1項の「刃物の切先(a)と柄部(b)(c)における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることとする。」を、シースナイフで説明すると、ヒルトが斜めになっているため(b)の方が(c)よりも切先(a)に近い。そのため赤の矢印のように(a) ↔ (b) = (A)の直線距

離を刃体とします。(B)の長さではありません。

間違えやすいのは、実際に刃がついているエッジの弧の部分(a)↗(d)を計って刃体としてしまうことです。また緑の矢印(a) ↔ (d) = (D)も違います。この長さが6cmだとすると、(A)は当然それ以上となり、銃刀法に抵触してしまいます。

●自由に携帯できる刃物は・・・ない！

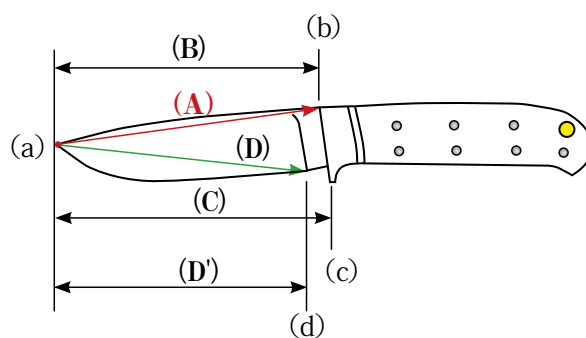
これまで述べてきたように、包丁、ナイフ、はさみ等の刃物は、仕事や日常生活を営む上での道具として必要なものであることから、所持すること自体は禁止にはなっていませんが、正当な理由なく刃物を外に持ち歩くなどして携帯する行為は、人の生命、身体に対する侵害を誘発するおそれが高いので禁止されています。

刃体の長さが6cmを超える刃物は、業務その他正当な理由による場合を除いては携帯することはできません。しかしながら制令で定められた種類、又は形のものについては、この限りでないとされています（銃刀法22条）。

これらを整理しますと、次の刃物は「銃刀法」上は、正当な理由がなくても自由に携帯することが認められています。ただし、「軽犯罪法」では刃物の寸法は考慮されません。人の生命を害し、または人の身体に重大な害を加えることを防止するといった観点での法律ですので、携帯については、2つの法律において何れも「正当な理由」が必要になります。

【銃刀法 第9条等】

①刃体の長さが6cm以下の刃物は、正当な理由があれば携帯できます。ただし、飛び出しナイフは例外で禁止されています。



●図2-4-1 ナイフの刃体の長さの計測について

（刃体の長さの測定の方法）

第百二条

法第二十二條の内閣府令で定める刃体の長さの測定の方法は、刃物の切先（切先がない刃物又は切先が明らかでない刃物にあつては、刃体の先端。以下この条において同じ。）と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることとする。

2 次の各号のいずれかに該当する刃物については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法により計ることとする。

一 刃体と柄部との区分が明らかでない切り出し、日本かみそり、握りはさみ等の刃物

刃物の両端を結ぶ直線の長さを計り、その長さから8センチメートルを差し引く。

二 ねじがあるはさみ

切先とねじの中心とを結ぶ直線の長さを計る。

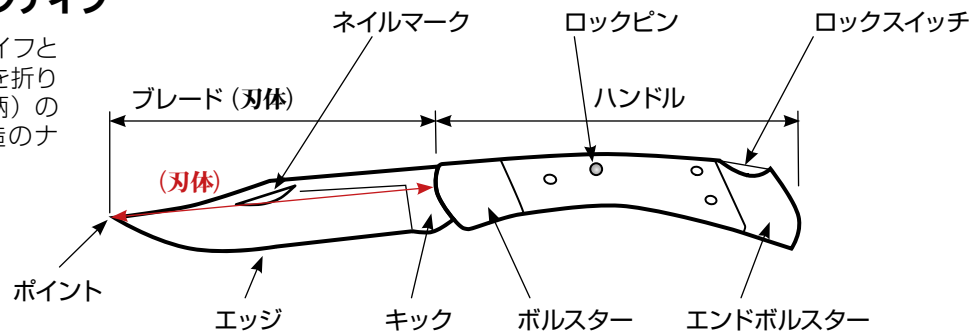
- 刃体の両端に柄がついている等のため前二項に規定する測定の方法によりがたい刃物にあつては、前二項の規定にかかわらず、刃先の両端を結ぶ直線の長さを計ることとする。
- 刃先の両端を結ぶ直線の長さが第一項又は第二項に規定する測定の方法により計った刃体の長さより長い刃物にあつては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、刃先の両端を結ぶ直線の長さを計ることとする。



刃物の種類と各部の名称

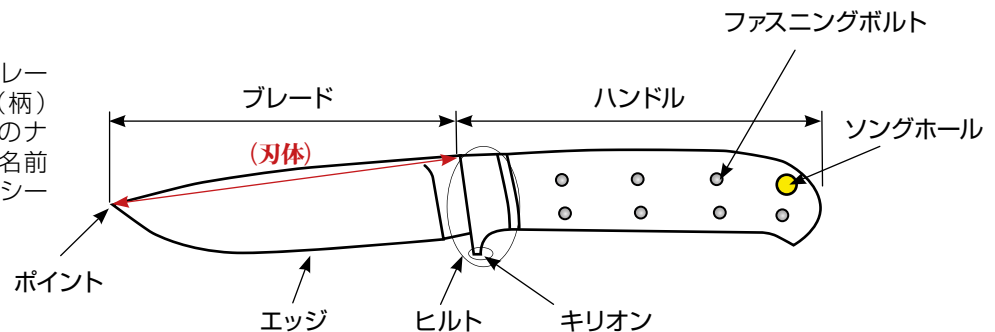
●フォールディングナイフ

フォールディングナイフとは、ブレード(刃)を折りたたんでハンドル(柄)の溝に収納できる構造のナイフです。

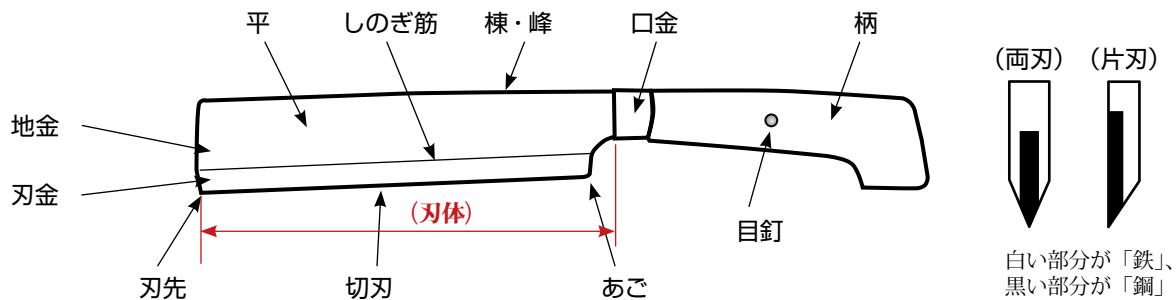


●シースナイフ

シースナイフとは、ブレード(刃)とハンドル(柄)が一体となった構造のナイフです。ちなみに名前はナイフを入れる鞘「シース」からつきました。

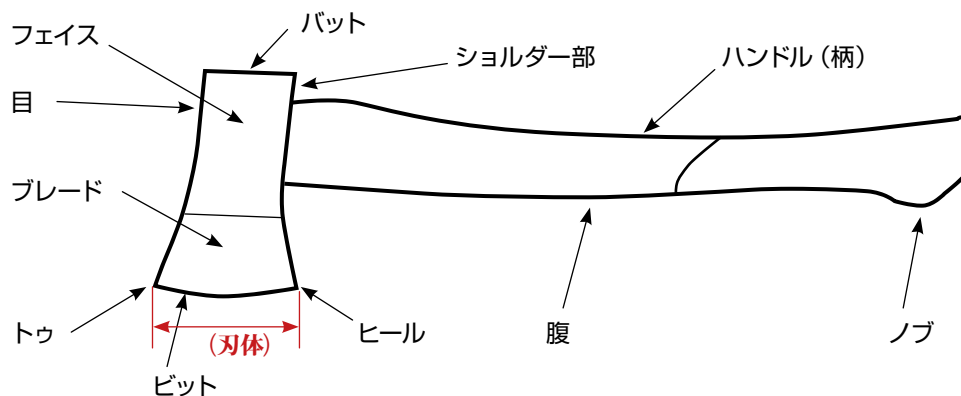


●鉈 (ナタ)



ちなみに「両刃」は主に薪を割るために使い、片刃は主に枝を払ったり切ったりするのに使う。

●斧 (オノ・アックス)

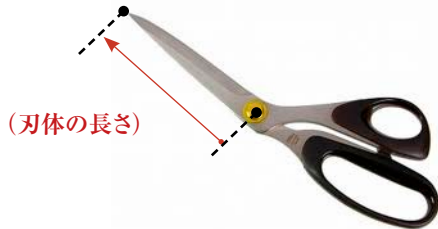


②刃体の長さが6cmを超える刃物でも、次のものは正当な理由があれば携帯できます。

・ハサミ

刃体の長さが8cm以下のものは携帯できます。

刃体の長さが8cmを超え、その先端が著しく鋭く、かつ刃が鋭利なハサミは携帯は禁止です。



・果物ナイフ

刃体の長さが8cm以下で、刃体の厚みが0.15cm内で刃体の先端が丸みを帯びているものは携帯できます。



・折りたたみナイフ

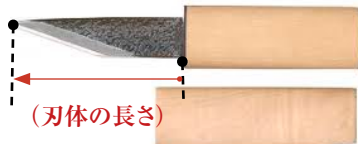
刃体の長さが8cm以下のものは携帯できます。

刃体の長さが8cmを超えときは、刃体の幅が1.5cm以内で、刃体の厚さが0.25cm以内、かつ開いた刃体をさやに固定させる装置を有しないものは携帯できます。



・切出しナイフ

刃体の長さが7cm以下で刃体の幅が2cm以下、かつ刃の厚みが0.2cm以下は携帯できます。



③キャンプなど、屋外での調理・食事に使用する包丁は、移動中、思いもよらない様な危険な目に遭わないためにも、包丁ケースに入れたり、厚手の布でくるんできっちりと保護するなど、すぐに取り出せない状態になっていなければなりません。

④はさみやカッターなどの文房具でも正当な理由なくしてすぐ使える状態で携帯してはいけません。ペンケースや裁縫箱のような収納容器に入れて携帯します。

⑤正当な理由で出かける時であっても、クルマの助手席やグローブ

BOXなど、すぐ手の届くところに置いてはいけません。梱包してバッグに入れ、荷室に置くなどの運搬状態にしておきます。

というように、次項でも示しますが、**正当な理由がない場合に携帯できるナイフ・刃物は「ない」**のです。

●管理・梱包に関する法的根拠

ここまで、刃物の所持と携行について説明してきました。ここからは、どのように所持・携行するかについて説明していきます。

刃物を携帯する場合は、現場に着くまでは**厳重な梱包**が必要です。充分な注意をはらって**厳重に梱包**したり**ケース**などに入れて安全対策をとった上で、他の人に簡単に使われないように、ナイフであれば必ずハバザックやバックパックの奥にしまい、また、包丁・ナタ・オノはケースに入れ鍵がかかるボックスなどに更に入れて、刃物が表に現れないようにしてはじめて持ち運びが可能になります。

業務その他正当な理由で持ち歩いているときに「厳重に梱包していない」という理由で違法になることはありませんし、また、業務その他正当な理由が無いのに持ち歩いて、「厳重に梱包している」から適法になるということもありません。過去に、料理人がビニール袋に包丁を入れて地下鉄に乗っていて、急ブレーキをかけた拍子に隣の人にそれが刺さってしまったという事件がありましたが、容疑は過失傷害罪であって銃刀法違反ではありませんでした。こんなことが起こらないよう、安全に梱包して運搬をする必要があるのです。

また、家で保管する場合にも同様のことが言えます。ナイフであればカギのかかる引き出しや金庫に保管します。スカウトが使用するものは保護者が責任をもって保管します。活動で必要な場合は、保護者が引き出しや金庫から取り出し、右の遵守項目を確認させた後に手渡し、活動から戻ったら再度遵守事項が守れたかを確認し収納し施錠する・・・等のルールを隊や団で設けて、きちんとした管理を周知徹底することが望まれます。

包丁・ナタ・オノ等は、これでもできる限り鍵がかかる物置にボックスに入れて保管するようにしてください。ズサンな管理で持ち去られた刃物が何かの事件で使用された・・・などということがないよう、十分に注意して管理したいものです。

また、活動の場で使う場合も「使ったままにしない」「必ず身に付ける」等、自分の管理下に置いておく等の取り扱いが必要です。

これは、ボーイスカウトだから行うというものではありません。自分そして他人に対して危害を及ぼさないためのスカウトとしての義務です。銃と違って刃物の管理責任については、一般社会に周知されていないのが現実ですが、これらのことは刃物を持つ人が負うべき「義務」なのです。敢えて「義務」としているのは、実は、この刃物の運び方を規定している法律はないからなのです。ないからこそ、それを自らに課することが大切になるのです。良き社会人を育てる「ボーイスカウト」であるからこそ、ここまで敢えて「行っていること」が求められるのです。きちんと管理すること、これがボーイスカウトの名誉です。

●スカウティングにおける刃物の取り扱い

繰り返になりますが、スカウティング活動で使用するナタ・斧・ナイフ・包丁は刀剣類には該当しませんので、これらを「所持」することは禁止されていません。ですが、ナタ・斧・ナイフ・包丁を**業務**や**その他正当な理由なく「携行」**することは禁止されています。「スカウト活動のため」携行することは正当な理由にあたりますので、携行することは認められています。

この「スカウト活動のため」というのは、**刃物を必要とする訓練・活動を指します**。この場合には、**実施計画書**や**活動案内**(ナイフ等刃物



の使用が明記されたもの)を所持することを徹底してください。

刃物を必要としない活動の場合は「正当な理由」に当てはまりませんので、もちろん携行してはいけません。

ここまで、ナイフについていろいろとかつくだと書いてきましたので、みなさんには「スカウトが刃物を持つ」ことの真意が十分に伝わったと思います。

ナイフを所持・携帯そして使用するに当たっては、必ず隊長からスカウトに「ナイフの取り扱い方」と「使う技術」と「身につけるべき精神と責任」つにいてきちんと説明し、そして、スカウトがそれを確認した上で、「正しく使う」旨の宣誓(約束)をさせてください。そのスカウトがナイフを持って使うことを隊長が認めたら、スカウトへの信頼と共に下記の「ナイフ使用許可書」を発行し、ナイフを使用する時には常にその許可書も携帯するように指導してください。この手続きは、形式的なものかもしれませんが、スカウトへの意識付けという意味からは、非常に大切なものとなります。これには隊長とスカウトとの信頼関係がなければなりません。それがなければ、この許可書はただの紙になりさがってしまいます。

私たちはスカウトです。スカウトには名誉があります。名誉を最大限重んじるのがスカウトなのです。その使い方を正しく身につけると、正しく使うと心に刻むことができ、初めて所持し身につけることができる資格があるということを、改めてスカウトに伝えていたきたいと思います。

連盟歌「花はかおるよ」の歌詞をよく見てください。

♪花はかおるよ花の香に、日は輝くよ日のひかり
われらに名誉のおもきあり、
かおりか・光か ああ名誉、
名誉、名誉、重きぞ名誉
(フレフレフレ)
スカウトわれらの名誉ぞ重き

その意味は・・・

もし、花に香りがなかったら、その花は形だけだ。
もし、日に光がなかったら、それは太陽じゃない。
もし、スカウトに名誉がなかったら、それはスカウトではない。
いちどは名誉があったとしても、今ではそれを失ったとしたら
今はもうスカウトではない。
スカウトにとって「名誉」は「光」であり「香り」である。
香りも光もないようではスカウトではない。
なぜ？世の人々を楽しめます力もないし、誠実もないからだ。
ただ形だけにすぎないからだ。

ナイフ使用許可書

日本ボーイスカウト 第 団

氏名

君がナイフなどの刃物の使用と保管に関する自分の責任を理解していると認め、スカウト活動中にナイフの携行とその使用を許可します。

隊長

印

- ☐ ハンドブックにある刃物の取り扱い方法をよく読み、安全で正しい使い方を学びます。
- ☐ 刃物を使うときは、つねに用途にあった正しい使用、手入れを心がけます。
- ☐ 刃物を遊び道具にしません。
- ☐ 刃物の安全な取り扱いに関する規則を守ります。
- ☐ ナイフは、鍵がかかる引き出し等に保管します。
- ☐ ナイフを活動に持って行く時は、バックに入れます。ポケットに入れたり、ベルトに付けません。
- ☐ アウトドアコードを確認し、自然を大切にします。